

令和2年度栗原市看護学生修学資金貸付事業 看護学生を追加募集します



医療局医療管理課
☎21-5631

◆対象となる方は

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少したことにより、修学が困難となった看護学生

◆募集期限は 令和2年9月30日まで

◆募集人員は 3人

◆貸付額は 月額 50,000円

◆申請に必要なもの

- ◇看護学生修学資金貸付申請書
 - ◇履歴事項等調書
 - ◇戸籍謄本
 - ◇在学を証明する書類（在学証明書・学生証の写し）
 - ◇健康診断書
 - ◇申請者と生計を同じくする方全員の所得証明書
- ※詳しくは問い合わせください

住居を喪失した方等へ家賃相当分の 住居確保給付金を給付します



栗原市自立相談支援センター（ひありんく栗原）
☎22-7631（市民生活部社会福祉課内）

◆対象となる方は

次のいずれにも該当する方

1. 離職等により住居を喪失した方、又は住居を喪失するおそれのある方
2. 離職・廃業の日から2年以内の方又は収入が個人の責に帰すべき理由・都合によらないで減少し、離職等と同等程度の状況にある方
3. 世帯の生計を主として維持していた方
4. 収入要件、資産要件、求職活動等の要件を満たしている方
5. 国の雇用施策による給付を受けていない方

◆月額給付額は 家賃額（上限あり）

◆給付期間は 原則3ヶ月

◆申請に必要なもの

- ◇申請書、申請時確認書
 - ◇本人確認書類
 - ◇離職・減収を確認できる書類
 - ◇世帯全員の収入が確認できる書類の写し
 - ◇世帯全員の金融機関の通帳等写し
 - ◇入居住宅に関する状況通知書（貸主等に記載をお願いする部分があります。）
 - ◇入居住宅の契約書の写し
- ※詳しくは問い合わせください

生活困窮者へ一時生活支援を 行います



栗原市自立相談支援センター（ひありんく栗原）
☎22-7631（市民生活部社会福祉課内）

◆生活困窮者自立支援法による一時生活支援事業とは

下記の「対象となる方」に、宿泊場所や食事の提供等を行い、就業機会の確保に向けた支援を行います。

◆対象となる方は

住居のない生活困窮者であって、収入等要件、資産要件が一定水準以下の方

◆支援期間は 原則3ヶ月

◆申請に必要なもの

- 申請書、収入等が確認できる書類、金融機関の通帳の写し等
- ※詳しくは問い合わせください